

令和2年8月28日施行

宅地建物取引業法施行規則等改正に伴う注意点

全日版契約書ひな形を ご利用いただいている会員の皆様へ

宅地建物取引業法施行規則等が令和2年8月28日改正され、水防法に基づくハザードマップに関する記載を行う必要があります。本改正についての詳細は、本会のHP又はラビーネットをご確認ください。本会では、令和2年8月3日に全書式を改訂いたしましたので、併せてご確認をお願いいたします。

※令和2年8月27日以前の重要事項説明であっても新書式を利用することは可能です。



ダウンロード版書式 (Excel・Word)

旧書式をご自身のコンピューターに保存してお使いいただいている方は、**令和2年8月28日以降の重要事項説明に際しては、最新の改正宅建業法施行規則対応版の書式をダウンロード**してお使いいただくようお願いいたします。



クラウド版書式 (ラビーネット契約書類作成システム)

令和2年8月3日時点でクラウドシステム内に保存されている各案件の契約書類データ（既存書類を呼出から閲覧できるデータ）は、自動的に改正施行規則に対応した書式に移行されています。

旧書式を令和2年8月28日以降使うことはできません。



最新の書式はラビーネットへ
<https://portal.rabbynet.zennichi.or.jp/>

■全日不動産相談センター（不動産取引に関する相談）

TEL：03-5338-0370

※夏季休業期間：8月5日～8月16日

■操作に関するコールセンター（契約書作成に関する操作）

TEL：03-5761-4441

※夏季休業期間：8月11日～8月16日

※受付時間等の詳細はラビーネットをご覧ください。

❷ 其他のお問い合わせは〇〇本部へご確認ください

ラビーネット

検索 🔍



公益社団法人
全日本不動産協会
兵庫県本部